2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
7	16~17	プラント室洗浄槽前にて、装置カバーや治具を洗浄する作業をしている時、粉末のアルカリ薬品を溶かしアルカリ液をつくり洗浄効率が上がる様に水温を上げる。本来アルカリ薬品は水温40℃以下で投入口より柄杓にて投入、その後蒸気を入れ水温を上げていくが今回薬品投入前に水温を上昇させ、粉末を槽内にそのまま入れようとして袋ごと落としてしまい、突沸し、前半身に薬液を浴びた。 作業手順の省略行為、保護具の未着用により顔面、太ももを薬傷した。	46	50 ~ 99
7	5~6	充填場にて、苛性ソーダ液の濃度調整を行うため、タンク内に苛性ソーダ液を入れ、薬液ポンプを使って流し込んでいた。 ある程度流し終えたところで、残りの液を押し出すため、ホースを用いて水を流し込んだときに、水の勢いもあり苛性ソーダ液が飛び散り、一部が眼の中に入り負傷した。	38	50 ~ 99
7	18 ~ 19	当社工場の排水処理施設において、処理水のPH調整作業を行っていた。 苛性ソーダ溶液を調合する工程で、溶解用の撹拌タンクへ300L水を溜め、顆粒状の苛性ソーダ25kgを袋より投入したとき、はずみでタンクから苛性ソーダ水溶液(濃度約14%)がはね、左目に入った。 通常は保護メガネをしているが、当時は着用していなかった。 被災当日は、水で洗浄し様子をみていたが、翌日に目が開かなくなった。	65	50 ~ 99
10	15~ 16	生産が終わり機械洗浄に移行する時に、苛性ソーダを温湯で溶かしてタンクから伸びるホースで洗浄を行っていたが、他の機械のブザーが鳴った為そちらに気をとられ一瞬目をそらした時、手元が狂って左足にかかってしまいすぐに水で洗い流した。 特に痛みとか違和感がなかったので放置しておいたが、後日気づいたら患部の皮膚が黒くなっていて驚いて病院を受診した。		50 ~ 99

<u> </u>	<u> </u>		Ш	
10		惣菜加熱調理室薬品置き場において、機械の洗浄作業を行うための準備として、薬		
		品をダンボールからケースへ移し替えていた。 ルール通りであれば、ケースごと		300
	12~	横向きにしてコックを交換するところをケースを立てたまま交換したため、原液が	62	300
	13	こぼれ落ち、両足大腿部、左手首にかかってしまった。 社内ルールでは薬品を使	02	499
		用する際は保護具(手袋やエプロン、フェイスガード等)の着用を定めているが、		499
		今回、未装着であったため、直接、かかってしまい火傷を負った。		

出典:<u>https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx</u>(職場のあんぜんサイト)

Return to: https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html